

議員提出議案第 1 号

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 0 月 1 2 日 提出

尼崎市議会議員	土	岐	良	二
同	林		久	博
同	東	浦	小	夜子
同	藤	野	勝	利
同	辻		信	行
同	松	岡	洋	司
同	佐	野	剛	志

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
(昭和 3 1 年尼崎市条例第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(議員報酬の支給の一時差止め等)

第 3 条の 2 前条の規定にかかわらず、議員が、勾留等（刑事訴訟法
(昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号)その他刑事事件に関する法令の規定に
基づき被告人又は被疑者に対して行われる身体の拘束をいう。以下同
じ。)を受けているため議会(委員会及び地方自治法第 1 0 0 条第 1
2 項に規定する協議又は調整を行うための場を含む。)における会議、
調査その他活動(議長が別に定めるものに限る。)で当該議員が出席
し、又は参加すべきもの(以下「議会の会議等」という。)について
欠席し、又は参加しなかったときは、市長は、当該議員について、そ
の欠席し、又は参加しなかった日の属する月の翌月から、同日後にお
いて、当該議員が初めて議会の会議等について出席し、若しくは参加
した日又は当該議員が初めて勾留等を受けていること以外の理由によ

り議会の会議等について欠席し、若しくは参加しなかった日（以下これらの日を「出席日等」という。）の属する月（当該月の初日から出席日等の前日までの間において、当該議員が勾留等を受けているため議会の会議等について欠席し、又は参加しなかった日があるときは、当該月の翌月）までの各月分の議員報酬に限り、その支給を一時差し止めるものとする。

- 2 前項の規定による議員報酬の支給の一時差し止め（以下「議員報酬支給差止処分」という。）があった場合において、その理由に係る勾留等に関する刑事事件について有罪の裁判が確定したときは、当該議員報酬支給差止処分の対象となった議員報酬は、支給しない。
 - 3 第1項の規定により支給を一時差し止めるべき議員報酬で既に支給したものがあつた場合において、その理由に係る勾留等に関する刑事事件について有罪の裁判が確定したときは、当該議員報酬の支給を受けた者は、これを市に返納しなければならない。
 - 4 議員報酬支給差止処分若しくは第2項の規定による議員報酬の不支給の決定（以下「議員報酬不支給処分」という。）があつた場合又は前項の規定による議員報酬の返納があつた場合において、これらの理由に係る勾留等に関する刑事事件について、公訴を提起しない処分があつたとき又は無罪の裁判（無罪の裁判と同様の効果を有するものを含む。以下同じ。）が確定したときは、市長は、当該議員報酬支給差止処分若しくは議員報酬不支給処分を取り消し、その取り消した処分の対象であつた議員報酬を当該処分を受けた者に支給し、又はその返納があつた議員報酬をその返納した者に支給する。
- 第5条の次に次の1条を加える。

（期末手当の支給の一時差し止め等）

- 第5条の2 前条の規定にかかわらず、基準日前6月以内に第3条の2第1項の規定により議員報酬の支給を一時差し止めた月又は一時差し止めるべき月があつたときは、市長は、これらの議員報酬の支給の一時差し止めに係る議員について、前条第2項の規定により算定される額から、当該議員がこれらの月における全ての日において在職していな

かったものとみなしたならば同項の規定により算定されることとなる額を控除して得た額に相当する額の期末手当に限り、その支給を一時差し止めるものとする。

2 前項の規定による期末手当の支給の一時差止め（以下「期末手当支給差止処分」という。）があった場合において、その理由に係る議員報酬支給差止処分の対象となった議員報酬について議員報酬不支給処分があったとき又は第3条の2第1項の規定により支給を一時差し止めるべき議員報酬で既に支給されたもの（当該期末手当支給差止処分の理由に係るものに限る。）について同条第3項の規定により返納すべきこととなったときは、当該期末手当支給差止処分の対象となった期末手当は、支給しない。この場合において、前項の規定により支給を一時差し止めるべき期末手当（これらの議員報酬の支給の一時差止めに係るものに限る。以下この項において同じ。）で既に支給されたものがあるときは、当該期末手当の支給を受けた者は、これを市に返納しなければならない。

3 期末手当支給差止処分若しくは前項前段の規定による期末手当の不支給の決定（以下「期末手当不支給処分」という。）があった場合又は同項後段の規定による期末手当の返納があった場合において、これらの理由に係る議員報酬の支給の一時差止め又は不支給に係る勾留等に関する刑事事件について、公訴を提起しない処分があったとき又は無罪の裁判が確定したときは、市長は、当該期末手当支給差止処分若しくは期末手当不支給処分を取り消し、その取り消した処分の対象であった期末手当を当該処分を受けた者に支給し、又はその返納があった期末手当をその返納した者に支給する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第3条の2第1項の規定は、この条例の施行の

日以後に市議会議員が同項に規定する議会の会議等について欠席し、又は参加しない場合（同項に規定する勾留等を受けていることを理由とするものに限る。）について適用する。

（説 明）

議員が刑事事件の被疑者又は被告人として勾留等により、議会の会議等を欠席した場合の議員報酬及び期末手当の取り扱いについて定めるため、本案を提出する。